

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部
	課名	長寿福祉課
	係名	地域包括支援センター
	記入者	電話(内線) 172

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称	高齢者権利擁護 相談事業				(3) 事業の 優先度	A	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード	14202		(総合計画掲載ページ 61 ページ)				会計区分	特別会計		
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						財源区分	国県補助		
基本施策	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)						予算科目	款 3	項 2,3	目 1
施策	②地域包括ケアシステムの構築						予算書上の	総合相談事業費		
施策内容	2総合相談支援の推進						事業名称	(予算書 275 ページに掲載)		
(5) 事業期間	開始		19	年	4	月から	(8) 事務分類		自治事務	
	終了			年		月まで (力年)	根拠法令	介護保険法第115条45第2項第1号及び第2号		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
1. 介護保険被保険者 2. 地域住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つけられない等の困難な状況にある高齢者。 3. 市民、企業、学校等。	1. 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスを提供する機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。 2. 専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行い、高齢者が地域において尊厳ある生活を維持できるようにする。 3. 認知症への良き理解者が地域に増えることで、認知症になっても安心して暮らせる。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
【総合相談】複雑かつ多様化する高齢者等に関わる相談内容に対し、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービスを提供する機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。 また、支援を必要とする高齢者等の実態を把握し、適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。 【権利擁護】1. ①成年後見制度の活用促進②老人福祉施設等への措置の支援③高齢者虐待への対応④困難事例への対応⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進、及びこれらを図るための体制づくり 2. 認知症への正しい知識を普及啓発するため、講演会や認知症サポーター養成講座等を実施する。	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、平成19年4月に、市地域包括支援センターが開設された。 地域包括支援センターの必須事業として位置づけられている。

(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応

急速な高齢化、家族関係の変化等により、多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており、3職種連携による必要に応じた相談対応が求められる。平成25年の第3次地方分権一括法の成立に伴い、平成26年に介護保険法が改正され、市町村が必要事項について条例を定めることとなり、第1号被保険者数に応じた専門職員を配置することを定めた「結城市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例」(平成27年4月1日施行)に定める配置基準を遵守し、より充実した高齢者支援を行うため社会福祉法人にサブセンター(分室)業務を委託した。市の総人口は52,905人(H26)となっており、65歳以上の年齢別人口は、13,509人で25.5%を占める。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を利用し、今後の人口推計を行うと、総人口に関しては、今後ゆるやかに減少し、平成32年には50,491人になるが、65歳以上の年齢別人口は、15,274人となり、30.3%と増加すると推計されている。このデータから高齢化に伴い、権利擁護に関する相談の増加が見込まれる。 ※平成28年4月1日現在、高齢者人口14,120人、高齢化率26.9%

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
（１）事務事業費	事業費	報償費		54		92					
		旅費		10		7					
		需用費		7		59					
		役務費		2		3					
		委託料		25,822		25,600					
		使用料及び賃借料		30		50					
		負担金補助及び交付金		17		52					
		合計		25,942		25,863					
	財源	国庫支出金	(千円)		10,118		10,086				
県支出金		(千円)		5,058		5,043					
地方債		(千円)									
その他特定財源		(千円)									
一般財源		(千円)		10,766		10,734					
合計		(千円)		25,942		25,863					
補助・起債制度名		地域支援事業交付金		地域支援事業交付金							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）				指標の名称	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）										
指標名	総合相談窓口の設置数	目標値	カ所		4	4	4	4		
		実績(見込)値		4	4					
	認知症サポーター養成講座	目標値	回		20	20	20	20		
		実績(見込)値		16	20					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）										
指標名	相談対応延件数	目標値	件		3,230	3,280	3,330	3,380		
		実績(見込)値		3,180	3,230	3,280	3,330	3,380		
		達成率		94.1 %	95.6 %					
	認知症サポーター累計養成数	目標値	人		3,320	3,650	3,960	4,280		
		実績(見込)値		3,000	3,320	3,650	3,960	4,280		
		達成率		70.1 %	77.6 %					
5. 事業評価										
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。										
平成27年4月から地域包括支援センター分室(社会福祉法人芳香会に業務委託)を設置したことで、条例に規定する専門職員数(社会福祉士3人)が配置され、総合相談事業についても人的体制が整った。										
(2) 項目別評価										
評価項目・客観的評価				理由						
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	65歳以上の高齢者人口の増加に伴い、需要が高まることが予想できるため。						
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	実施主体は、市町村と定められている。						
	手段の妥当性	A	妥当である	国実施要項に定められた方法である。一定を条件を満たせば、社会福祉法人等に委託可能である。						
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	業務に従事する専門職員数は、条例に規定する基準を満たす最低限の員数であるため。						
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	目的とした対象者には、概ね広く便益を提供している。また、加齢により認知症になる可能性は高まり、誰にも起こり得る可能性を否定することはできず、認知機能低下の者を支援する体制を整備する当該事業は、受益者に偏りがあると言えない。						
有効性	成果の向上	A	上がっている	人的体制が整い、相談対応件数が増加している。権利擁護事業については、普及啓発を実施し、市民、関係者への周知を図り、成果の向上を目指す必要がある、						
進捗度	事業の進捗	A	順調である	上記に同じである。						
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。										
急速な高齢化、家族関係の変化等により、多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており、総合相談件数の増加が見込まれる。65歳以上の高齢者人口の増加に伴い、権利擁護に関する相談の増加が予想される。権利擁護に関する相談は、複雑多岐になる場合が多いため、職員自身が研修会等に参加し知識の向上を図ることや市民、関係機関へ向けた普及啓発活動が必要になる。										
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？										
複雑かつ多様化する高齢者等に関わる相談内容に対し、速やかな初期対応を図り、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービスを提供する機関又は制度の利用につなげる等の支援を継続する。また、支援を必要とする高齢者等の実態把握に努め、適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。										
6. 事業の方向性判断										
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠					
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。					
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)			条例に定めた職員配置基準を遵守するため、第1号被保険者の増加に伴い、職員の増員が必要となる。					
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。					